

第75回定時株主総会招集ご通知に際しての 電子提供措置事項

■事業報告

1 企業集団の現況

- (1) 事業の経過及び成果
- (2) 財産及び損益の状況
- (3) 対処すべき課題
- (4) 主要な事業内容(2023年3月31日現在)
- (5) 主要な営業所及び工場(2023年3月31日現在)
- (6) 使用人の状況(2023年3月31日現在)
- (7) 主要な借入先及び借入額(2023年3月31日現在)
- (8) 剰余金の配当等の決定に関する方針
- (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

2 株式の状況(2023年3月31日現在)

3 会社役員の状況

社外役員に関する事項

4 会計監査人の状況

5 コーポレートガバナンスの概要

6 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

■連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

■計算書類

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

個別注記表

■監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告書

会計監査人の監査報告書

監査等委員会の監査報告書

上記事項につきましては、法令及び定款第17条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

綿半ホールディングス株式会社

事業報告 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 事業の経過及び成果

① 綿半グループを取り巻く環境及び業績

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症対策を取りつつ、行動制限が徐々に緩和されたことで、社会経済活動は正常化へ向けた動きが進みました。一方で、為替相場の急激な変動やウクライナ情勢の長期化を背景とした原材料価格の高騰によるコストプッシュ型インフレの進行など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

綿半グループが関係する事業環境のうち、小売事業では、業種・業態を超えた競争が激しさを増すなかで、物価上昇による顧客の消費マインドの低下や、光熱費をはじめとした各種コストが上昇するなど厳しい事業環境が続きました。

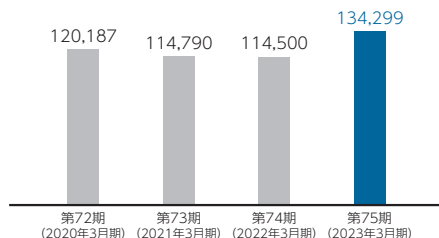
建設事業では、企業の設備投資に持ち直しの動きが続くなど、受注環境は堅調に推移いたしました。一方で、住宅市場においては、資材価格高騰による建築コストの増加、住宅ローン金利の上昇による市場の冷え込み懸念もあり、持家の新設住宅着工戸数が大きく落ち込むなど、引続き注視が必要な事業環境となっております。

貿易事業では、原油価格高騰による輸送コストの上昇、急激な為替変動など、不安定な状況が続きました。医薬品市場においては、毎年の薬価改定による市場の抑制が懸念されております。また、化粧品市場においても、行動制限の緩和により緩やかな回復は見られたものの、幅広い分野での値上げに伴う節約志向の高まりなどを受けて、消費マインドの回復は鈍く、依然として厳しい事業環境が続いております。

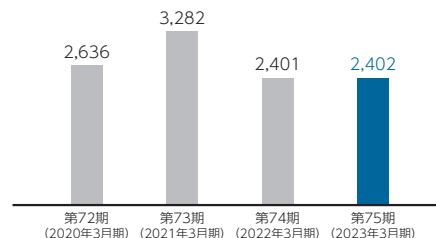
このような状況下におきまして、経営理念である「合才の精神」に基づき、人々の暮らしに寄り添う企業を目指すべく、中期経営計画として「地域に寄り添い地域と共に新しい価値を創造する」を掲げ、各グループ会社が顧客・マーケットに適合した事業展開を積極的に推進してまいりました。

これらの結果、当連結会計年度における業績は、電力料値上げの影響を受けたものの、建設事業の工事が順調に進捗したこと等により、売上高は1,342億99百万円（前期比17.3%増）、営業利益は24億2百万円（同0.1%増）、経常利益は30億57百万円（同4.1%増）と増収増益となりました。一方、親会社株主に帰属する当期純利益については、前期に発生した特別利益や税効果等が影響し、16億53百万円（同25.0%減）となりました。

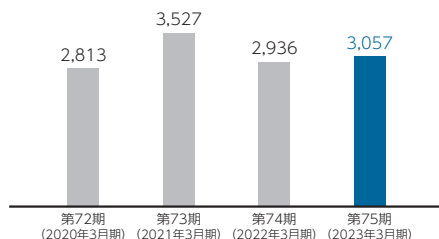
売上高 (百万円)



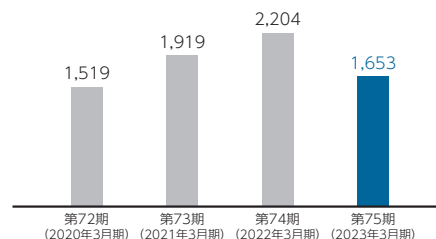
営業利益 (百万円)



経常利益 (百万円)



親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



② 綿半グループの事業区分別の事業概況

当連結会計年度の事業区分別の業績は次のとおりであります。

事業区分については、「小売」「建設」「貿易」の3つの報告セグメントと「その他」に区分しております。

小売事業

売上高

776億円

(前連結会計年度比1.4%増)

セグメント利益

7億円

(同58.0%減)

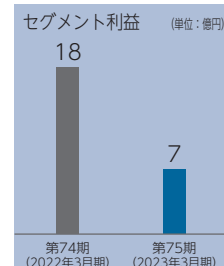
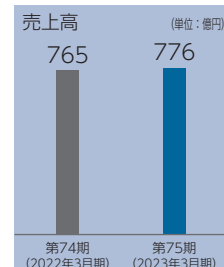
小売事業では、スーパーセンター、ホームセンター、食品スーパー、ドラッグストア、インターネット通販等多種多様な業態を関東甲信・東海地方に53店舗展開しており、「新規出店・店舗改装・新業態の開発を継続して推進」「流通網の拡大」を重点施策としております。

「新規出店・店舗改装・新業態の開発を継続して推進」の取組みとして、綿半スーパーセンター上田店・権堂店を新規出店したほか、大型店舗に順次医薬品コーナーを導入し、新たなスーパーセンター業態の構築を推進しております。

「流通網の拡大」では、鮮魚の直接仕入先を日本各地の漁港に広げたほか、青果においても、契約農家の拡大を進めるとともに、産地からお客さまにお届けするまで低温を維持し続けるコールドチェーンを構築いたしました。また、綿半ファームで育てた良質な豚を各店舗へ流通させるなど、生鮮商品の鮮度向上に取り組んでまいりました。

加えて、世界的な物価上昇が続くなか、低価格・高品質で環境にやさしいオリジナル商品の開発を加速するなど、お客さまの暮らしに寄り添った事業を展開しております。

当連結会計年度における業績は、上田店・権堂店の新規出店効果もあり、売上高については、776億11百万円（前期比1.4%増）となりました。一方、セグメント利益は、新規出店コストの発生や電力料値上げ等の影響により、7億62百万円（同58.0%減）となりました。



建設事業

売上高

496億円

(前連結会計年度比55.8%増)

セグメント利益

18億円

(同122.7%増)

建設事業では、木造建築、屋根外装改修、鉄構、自走式立体駐車場の建設工事等を展開しており、重点施策として「木の加工・流通網の構築」「木を使った商品開発の推進」「鉄骨分野のF A化をさらに加速」に取り組んでまいりました。

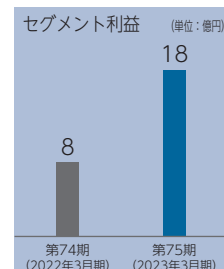
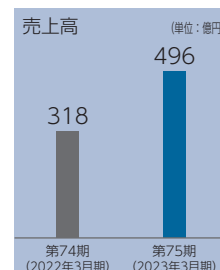
「木の加工・流通網の構築」では、夢ハウスが有する原木の仕入からプレカットまでを行う木材の製造機能を活かして、長野県産木材の有効活用による地域経済の活性化に注力しております。

「木を使った商品開発の推進」では、綿半林業とサイエンスホームが手を組み、それぞれの強みを合わせた住宅ブランド『cotton1/2』をスタートしました。最高品質の天然無垢材を低価格で提供することで、メジャー住宅ブランドを目指してまいります。

また、大規模木造建築物の開発にも注力しており、柱のない開放的な空間を短工期で実現する木造システム建築『PRESTWOOD』を開発しました。

「鉄骨分野のF A化をさらに加速」では、2022年4月より長野県高森町の新工場が稼働いたしました。鉄構工場機能を集約した新工場の自動化により、加工能力の向上と効率化による収益性の向上を図ってまいりました。

当連結会計年度における業績は、資材価格高騰の影響を受ける一方で、各分野ともに工事が順調に進捗したことで、売上高は496億2百万円（前期比55.8%増）と、セグメント利益は18億88百万円（同122.7%増）となりました。



貿易事業

売上高

60億円

(前連結会計年度比3.2%増)

セグメント利益

5億円

(同17.4%減)

貿易事業では、天然由来の医薬品・化成品の輸入販売、不妊治療薬の原薬製造や農園芸品の販売等を行っており、重点施策として「食品分野への進出」「肥料・飼料分野の拡大」に取り組んでまいりました。

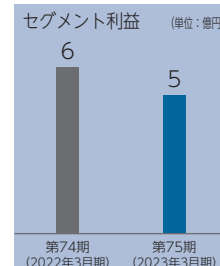
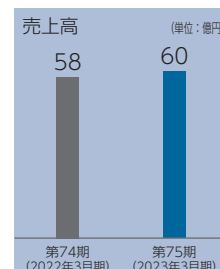
「食品分野への進出」では、ヘルスケア意識の高まりにより注目されている健康志向市場向けに、栄養価の高いウチワサボテン果実をプラスした、「ギルトフリー+」の食品原料の販売を開始しました。

また1月には、メキシコを中心とした海外より果実・野菜等の輸入・販売を行っている、株式会社カサナチュラルと資本業務提携を結びました。カサナチュラルとの連携により、天然原料の新規開拓・調達を加速し、さらなる食品分野の事業構築を図ってまいります。

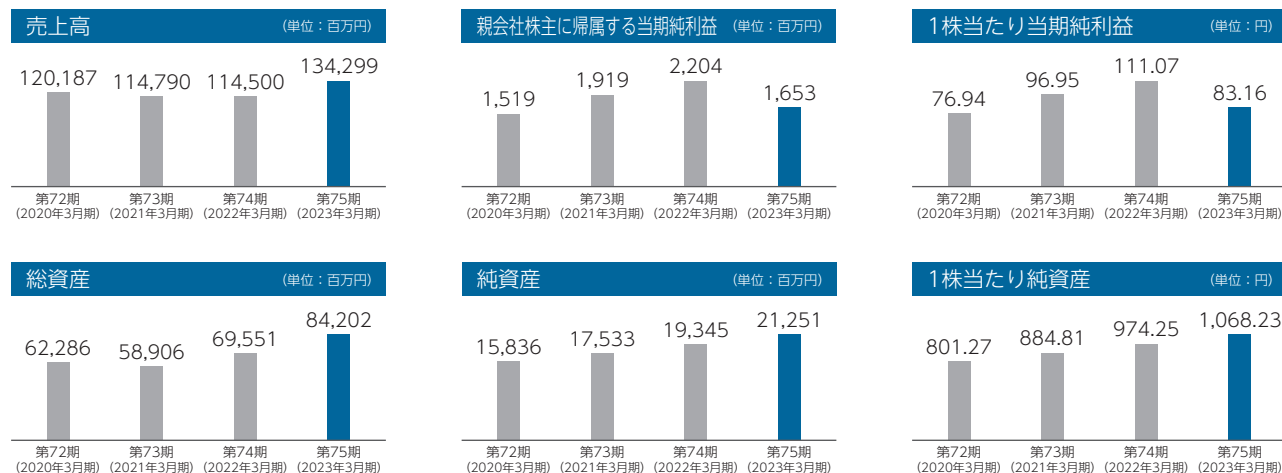
「肥料・飼料分野の拡大」では、100%天然植物由来の動物飼料添加物『Nutrafito Plus』の販売を開始するなど、天然の肥料・飼料分野への進出・拡大を進めてまいります。

そのほか、海外原料の安定した在庫確保や不妊治療薬の原薬製造の安定化・高品質化に向けた精製率を高める方法の研究開発を進めております。

当連結会計年度における業績は、円安傾向の為替相場や、世界的な物流コスト上昇等の影響を受け、売上高は60億1百万円（前期比3.2%増）、セグメント利益は5億76百万円（同17.4%減）となりました。



(2) 財産及び損益の状況



区 分		第72期 (2020年3月期)	第73期 (2021年3月期)	第74期 (2022年3月期)	第75期 (当連結会計年度 (2023年3月期))
売上高	(百万円)	120,187	114,790	114,500	134,299
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	1,519	1,919	2,204	1,653
1株当たり当期純利益	(円)	76.94	96.95	111.07	83.16
総資産	(百万円)	62,286	58,906	69,551	84,202
純資産	(百万円)	15,836	17,533	19,345	21,251
1株当たり純資産	(円)	801.27	884.81	974.25	1,068.23

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中の平均発行済株式数、1株当たり純資産は期末発行済株式数に基づいて算出しております。
2. 当社は、2020年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施いたしました。第72期(2020年3月期)の1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産につきましては、株式分割後ベースに換算した金額を記載しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第74期(2022年3月期)の期首から適用しており、第74期以降の各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 対処すべき課題

●グループ全体の取組み

経営理念である「合才の精神」に基づき、人々の暮らしに寄り添う企業を目指すべく、中期経営計画として「地域に寄り添い地域と共に新しい価値を創造する」を掲げております。

綿半グループは、今一度、420年続いた信用・信頼がどのように培われたのかを見つめ直し、「暖簾」「地域」「環境」の3つの柱をもとにより一層の成長を目指し、長野県はもちろん、新たにグループ入りした各事業会社の地域経済に貢献していく所存であります。

今後も「地域」との繋がりを大切にしながら、地域の発展に尽くしてまいります。

●小売事業

小売事業は、業種・業態を超えた販売競争が激化する中、お客さまとの「信頼」を築き、「地域」の新たな価値を創造し、人々の暮らしに寄り添った事業展開を進めてまいります。

○暖簾：信頼に応える商品開発

綿半グループのオリジナル商品は、実際に使い・食べて納得できるものだけを商品化し、お客さまへお届けしております。より一層安心してお使いいただけるよう、家電の「品質保証」や「延長保証」、食品の「返品返金保証」等を拡充してまいりました。これからも、お客さまにご満足いただけるよう、品質・味に自信を持った商品開発を推進してまいります。



○地域：全国の良いものを「地域」へ

綿半グループの流通網を活かし、日本各地で直接仕入の漁港を開拓して「地域」のお客さまへ鮮魚を提供してまいりました。青果においても、契約農家の拡大を進めるとともに、産地からお客さまにお届けするまで低温を維持し続けるコールドチェーンを構築し、生鮮商品の鮮度向上に取り組んでおります。



今後も流通網の拡大に取り組み、各地の新鮮で美味しい食材をお届けすることで、「地域」に新しい価値を提供してまいります。

○地域：「地域」の良いものを全国へ

全国に張り巡らされている拠点を活用して、長野県の強みである「木」を原料とした家具のほか、農作物や畜産物を全国へ流通する仕組みを構築し、循環型社会を形成してまいります。

○地域：地域特性を活かした店舗づくり

長野市にグループ初となる中心市街地型の綿半スーパーセンター権堂店をオープンしました。マンションや一人暮らし、少数ファミリーなど、都市型の生活様式に対応した商品を展開し、生鮮食品からホームセンター商品、医薬品まで取揃えているほか、各種テナントを出店しております。

さらに、既存店舗に順次医薬品コーナーを導入し、新たなスーパーセンター業態の構築を推進しております。今後も各店舗それぞれがお客さまの声を聴き、地域特性を活かした店舗づくりを展開してまいります。



○地域：出店について

今後の出店については、出店用地の確保や許認可の取得に長期の時間を要することから、居抜き物件の活用やM&Aを推進し、売場面積の拡大を図ってまいります。

○環境：環境に配慮した店舗づくり

私たちが住んでいる地域を地球規模でとらえ、リサイクル可能な商品パッケージを採用するほか、自社の家電商品をリサイクルするところまで考えて商品開発を行ってまいります。また、食品ロスの削減や、店舗に太陽光パネルを設置するなど、環境に配慮した店舗づくりに取り組んでまいります。

●建設事業

建設事業は、世界情勢の不安定化を要因とする資材価格の高騰や資材調達の困難化等、引続き厳しい事業環境が続くものと予測しております。お客さまとの信頼関係を構築するとともに、グループ内の相互連携を強化しながら独自の技術力を活かした製品開発を推進し、地域経済の活性化に取り組んでまいります。

○暖簾：お客さまとの信頼関係を構築する

綿半林業とサイエンスホームが手を組み、それぞれの強みを合わせた住宅ブランド『cotton1/2』をスタートしました。最高品質の天然無垢材を低価格で提供することで、メジャー住宅ブランドを目指してまいります。

さらに、大規模木造建築物の開発・建設にも注力しており、柱のない開放的な空間を短工期で実現する木造システム建築『PREST WOOD』を開発しました。

このようにお客さまの課題を正確に把握したうえで、納得できる価格・想定以上の価値を提供し、リピート率100%を目指してまいります。



○地域：地域資源の有効活用

夢ハウスでは原木の仕入からプレカットまで木材の製造機能を有しております。長野県の豊富な「森林資源」をサイエンスホーム・夢ハウスの全国の加盟店へ供給するとともに、家具製造の原材料としても活用し、地域経済に貢献してまいります。

○地域：協力業者との永続可能な関係を構築

建設事業は全国展開をしており、地域の協力業者さまとの協力が必要不可欠であります。共に成長してゆくため、協力業者さまの育成や仕入の支援を行い、永続可能な関係を構築してまいります。

○環境：環境に配慮した商品開発

工場の屋根に設置する軽量化太陽光パネルの開発を行うなど、環境に配慮した商品開発を行い、CO2排出量の削減に取り組んでまいります。



●貿易事業

貿易事業は、主に天然原料を取扱っているため、限りある資源を有効活用し、自然環境やコミュニティへの配慮を行いながら、いつまでも続く地球環境を地域住民と共に構築してまいります。

○暖簾：世界情勢に対応した、原料調達による安定供給率100%

株式会社カサナチュラルと資本業務提携を締結し、天然原料の新規開拓・調達を加速するとともに、綿半グループの小売事業と連携し、店舗で取扱う食品拡充にも取り組んでおります。世界情勢が不安定な中でもお客さまへの安定的な商品供給を行う体制を構築してまいります。



○地域：健康を支える原料提供率100%

化粧品だけでなく食品にも幅を広げ、継続的に人の健康にやさしい自然派オーガニック商品の開拓を進めてまいります。

さらに、家畜の健康をサポートする100%天然植物由来の動物飼料添加物『Nutrafito Plus』の販売を開始するなど、天然の肥料・飼料分野への進出・拡大を進めてまいります。

○環境：全ての原料へのSDGs付加率100%

今までも、化粧品や健康食品等の原料生産地の「自然保護法律」に準じて資源調達を行うほか、地域住民の雇用創出に取り組む等、地域住民と自然環境の保護に貢献してまいりましたが、今後は、すべての取扱商品でSDGsの取り組みを実施してまいります。

(4) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

綿半グループは、小売事業、建設事業、貿易事業を主たる事業としております。

(5) 主要な営業所及び工場 (2023年3月31日現在)

① 当社

本店：長野県飯田市

本社：東京都新宿区

② 子会社

●小売事業

綿半パートナーズ株式会社	本店：長野県飯田市	株式会社綿半三原商店	本店：長野県安曇野市
株式会社綿半ホームエイド	本店：長野県長野市	株式会社綿半ドラッグ	本店：長野県佐久市
株式会社綿半ドットコム	本店：東京都新宿区	リグナ株式会社	本店：東京都新宿区
株式会社綿半Jマート	本店：東京都新宿区	株式会社綿半インテック	本店：長野県飯田市
株式会社綿半フレッシュマーケット	本店：愛知県一宮市		
大洋株式会社	本店：静岡県島田市		

営業種別	店舗数	都道府県別
スーパーセンター	23店舗	長野県17店舗、山梨県3店舗、東京都2店舗、愛知県1店舗
ホームセンター	9店舗	長野県4店舗、山梨県2店舗、埼玉県2店舗、神奈川県1店舗
スーパーマーケット	6店舗	愛知県6店舗
インターネット通販	8支店	東京都2支店、大阪府1支店、福岡県1支店、北海道1支店、宮城県1支店、愛知県1支店、広島県1支店
お茶・菓子製造販売	9店舗	長野県9店舗
ドラッグストア	3店舗	長野県3店舗
インテリアショップ	3店舗	長野県1店舗、東京都1店舗、静岡県1店舗

(注)2022年4月1日を効力発生日として、株式会社藤越を存続会社、リグナ株式会社を消滅会社とする吸収合併を行い、同日付で、商号をリグナ株式会社に変更しております。

●建設事業

綿半ソリューションズ株式会社	本店：長野県飯田市	株式会社新発田技研	本店：新潟県新発田市
株式会社夢ハウス	本店：新潟県北蒲原郡	株式会社サイエンスホーム	本店：静岡県浜松市
株式会社綿半工務	本店：新潟県新発田市	株式会社綿半ホームズ	本店：静岡県浜松市
株式会社綿半林業	本店：新潟県北蒲原郡		

拠点	拠点数	都道府県別
事業拠点	25事業所	長野県 6 事業所、静岡県 6 事業所、新潟県 4 事務所、愛知県 1 事業所、 沖縄県 2 事務所、北海道 1 事業所、宮城県 1 事業所、東京都 1 事業所、 山梨県 1 事業所、大阪府 1 事業所、福岡県 1 事業所
製造拠点	7 工場	新潟県 5 工場、長野県 1 工場、静岡県 1 工場
開発拠点	1 拠点	岐阜県 1 拠点

(注) 1. 2022年4月1日付で、株式会社東新工務は、商号を株式会社綿半工務に変更し、本店を新潟県北蒲原郡から新潟県新発田市に移転しております。
2. 2022年4月1日付で、株式会社東新林業は、商号を株式会社綿半林業に変更しております。

●貿易事業

綿半トレーディング株式会社	本店：東京都新宿区
---------------	-----------

研究所	拠点数	都道府県別
製菓事業所	1 研究所	神奈川県 1 研究所

●その他

綿半リアルエステート株式会社	本店：東京都新宿区
----------------	-----------

拠点	拠点数	都道府県別
事業拠点	1 事業所	東京都 1 事業所

(注) 2022年4月1日付で、株式会社AICの全株式を取得し、同社を連結子会社としております。
なお、2022年7月1日付で、商号を綿半リアルエステート株式会社に変更しております。

(6) 使用人の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
●小売事業	824(2,160)名	8名減(1,176名減)
●建設事業	629(137)	33名減(24名減)
●貿易事業	40(2)	1名増(2名増)
●その他	13(2)	13名増(2名増)
●全社(共通)	67(9)	21名増(5名減)
合 計	1,573(2,310)	6名減(1,201名減)

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート社員・契約社員・再雇用社員は()内に8時間換算の人員で記載しております。
2. 全社(共通)として記載している従業員数は、持株会社である当社の従業員数であります。
3. 使用人数が前連結会計年度末と比べて6名減(1,201名減)と減少した主な要因は、本年度から人員数を8時間換算で記載したことによるものです。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
67(9)名	21名増(5名減)	49.4歳	19.31年

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート社員・契約社員・再雇用社員は()内に8時間換算の人員で記載しております。
2. 使用人数は、他社への出向役員・出向社員を含んでおり、他社からの出向社員は含んでおりません。

(7) 主要な借入先及び借入額 (2023年3月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社八十二銀行	14,868百万円
株式会社三井住友銀行	3,398
株式会社三菱UFJ銀行	3,236
飯田信用金庫	1,740
長野県信用農業協同組合連合会	1,700

(8) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、綿半グループ全体の経営基盤の強化と収益力向上によって、企業価値の向上を図り、株主の皆さまの期待に応えてまいりたいと考えております。

配当については、綿半グループの業績や内部留保の充実等を勘案した上で、安定的な配当を継続して実施することを基本としております。

なお、経営環境の変化や不測の事態が生じた場合でも、機動的な資本政策及び配当政策を図るため、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となる定款変更議案を本総会に上程しております。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 株式の状況 (2023年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 50,000,000株

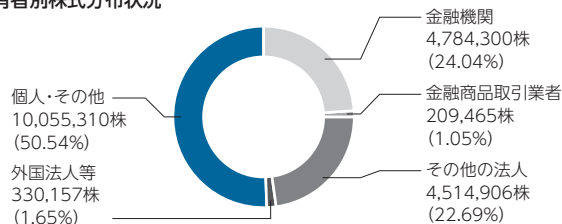
(2) 発行済株式の総数 19,894,434株

(注) 2022年7月22日付にて実施した譲渡制限付株式報酬としての新株発行により、発行済株式の総数は37,008株増加しております。

(3) 株主数 17,280名

(4) 大株主上位10名

所有者別株式分布状況



(注) 所有者別株式分布状況は自己株式(296株)を控除して計算しております。

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,012,100株	10.11%
綿半グループ従業員持株会	1,890,600	9.50
株式会社八十二銀行	800,000	4.02
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	671,700	3.37
昭和商事株式会社	612,000	3.07
元旦ビューティ工業株式会社	600,000	3.01
株式会社綿屋半三郎	590,000	2.96
野原ホールディングス株式会社	582,600	2.92
野原 勇	547,613	2.75
株式会社ヤマウラ	500,000	2.51

(注) 1. 持株比率は自己株式(296株)を控除して計算しております。

2. 株式会社綿屋半三郎は、創業家の資産管理会社であります。

(5) 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

	株式の種類及び数	交付された者の人数
取締役（監査等委員である取締役を除く。）	当社普通株式 37,008株	4名

3 会社役員の状況

社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等の関係

地 位	氏 名	重要な兼職先の状況	当社との関係
社外取締役 (常勤監査等委員)	矢 島 充 博	—	—
社外取締役 (監査等委員)	坂 本 順 子	六田・坂本法律事務所 弁護士	特別の関係はありません
		横浜冷凍株式会社 社外取締役	特別の関係はありません
社外取締役 (監査等委員)	萩 本 範 文	AMシステムズ株式会社 代表取締役CEO	特別の関係はありません

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況		発言状況及び社外取締役に 期待される役割に関して行った職務の概要
		取締役会	監査等委員会	
社外取締役 (常勤監査等委員)	矢 島 充 博	100% (12回/12回)	100% (13回/13回)	銀行の部店長、執行役員を歴任し、顧客企業の事業戦略に携わり、その後クレジットカード会社の経営に当たるなど、特に企業経営、事業戦略及び財務会計に関する豊富な知見と実務経験を活かし、取締役会において、経営から独立した客観的中立的な立場から意思決定の妥当性、適正性について適宜、適切な助言、提言を行っております。また、監査等委員会において適宜必要な発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	坂 本 順 子	100% (12回/12回)	100% (13回/13回)	教育現場を経験した弁護士として、教育、人事労務に精通し、高い知見と豊富な経験に基づき、取締役会において、経営から独立した客観的中立的な立場から意思決定の妥当性、適正性について適宜、適切な助言提言を行っております。また、監査等委員会において適宜必要な発言を行っております。 その他、取締役会の任意の諮問機関として設置した役員指名・報酬諮問会議の委員(議長)として2回全てに出席し、適宜必要な発言を行っております。

区 分	氏 名	出席状況		発言状況及び社外取締役に 期待される役割に関して行った職務の概要
		取締役会	監査等委員会	
社外取締役 (監査等委員)	萩 本 範 文	100% (12回/12回)	100% (13回/13回)	精密機器メーカーの経営者として長年の経験があり、特に企業経営、事業戦略及びICT分野に関する豊富な経験と実務経験を活かし、取締役会において、経営から独立した客観的中立的な立場から意思決定の妥当性、適正性について適宜、適切な助言、提言を行っております。また、監査等委員会において適宜必要な発言を行っております。 その他、取締役会の任意の諮問機関として設置した役員指名・報酬諮問会議の委員(議員)として2回全てに出席し、適宜必要な発言を行っております。

4 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	55百万円
② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	55百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

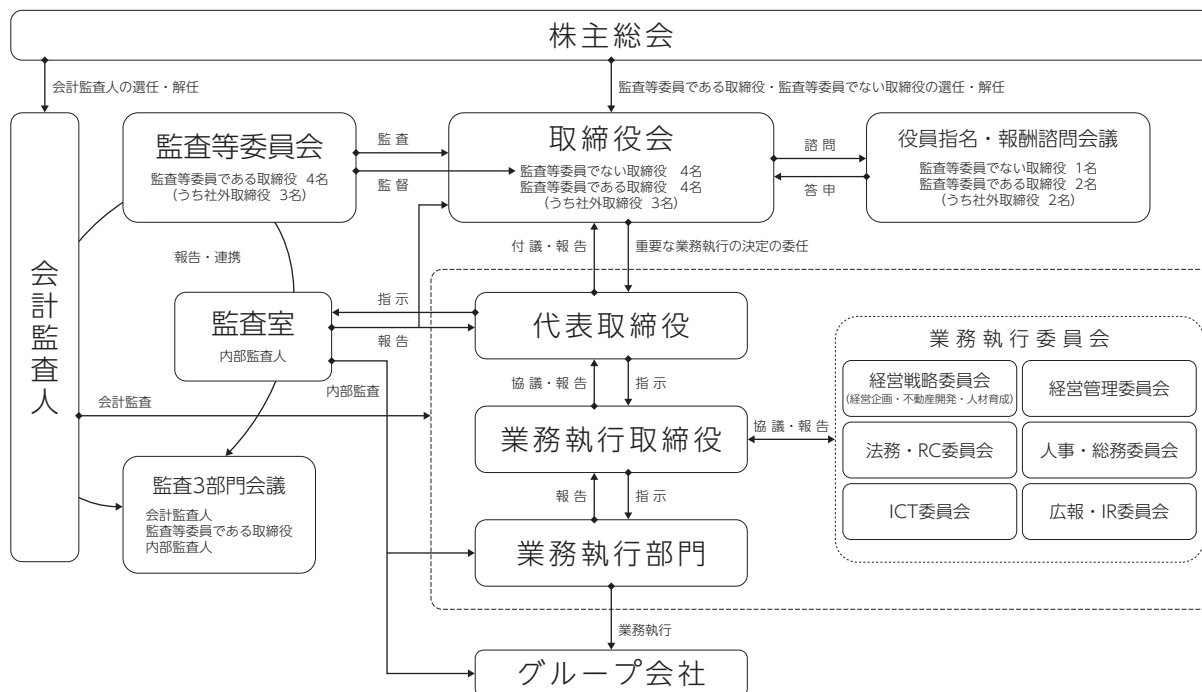
また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

5 コーポレートガバナンスの概要

当社は、取締役会の監督機能強化と迅速な意思決定及び経営効率を高めるため、2021年6月24日定時株主総会以降、監査等委員会設置会社に移行しております。具体的には次のとおりです。

- ・取締役会は、法令及び定款に定められた決議事項以外の業務執行の決定は、取締役会で決定した経営方針に基づき、代表取締役の判断により、代表取締役またはその他の業務執行取締役に決定を行わせる体制を採用しております。
- ・重要な業務執行の決定については、代表取締役またはその他の業務執行取締役が、6つの業務執行委員会で協議し、その協議結果を基に代表取締役またはその他の業務執行取締役が決定しております。
- ・さらに重要な決定に関しては、代表取締役の判断により取締役会に諮っております。

〔コーポレートガバナンス体制図〕 (2023年3月31日現在)



(1) 取締役会

取締役会は、取締役8名中、監査等委員である取締役が4名（内3名が独立社外取締役）で構成されており、毎月1回開催し、適時適切な情報開示を行っております。経営方針、中期経営計画、法令で定められた事項、その他経営に関する重要事項を審議、決定するとともに、綿半グループの業務執行を適正に監督しております。

(2) 業務執行委員会

業務執行委員会は、重要な業務執行を協議・報告する機関であり、代表取締役、その他業務執行取締役及び各業務執行部門長等により構成され、原則、毎月1回開催しております。なお、それまでの経営会議を6つの委員会制にしたことで、速やかに開催できる体制になりました。常勤監査等委員は、全ての委員会に参加し、職務執行状況を監査・監督しております。また、経営管理委員会については、監査等委員全員が参加し、グループ会社の社長からの月次報告を基に、経営課題について議論しております。

業務執行委員会	協議・報告事項
経営戦略委員会	事業開発、人材育成等
経営管理委員会	月次業績報告、決算開示、財務戦略等
法務・RC委員会	内部統制システムの整備及び運用状況並びにリスクコンプライアンスに関する事項等
人事・総務委員会	組織戦略、人事戦略、規程等の改廃等
ICT委員会	ICT戦略等
広報・IR委員会	IR戦略、決算以外の開示、投資家対応等

(3) 役員指名・報酬諮問会議

取締役会は、取締役会で決議した内規に従って任意の役員指名・報酬諮問会議を設置し、選任候補者を含む取締役の人事並びに報酬等の手続きに関し透明性の向上に努めております。

(4) 監査等委員会

監査等委員会は、4名（内3名は独立社外取締役）で構成されており、毎月1回開催しております。監査等委員でない取締役の職務執行状況を監視するとともに、会社の持続的成長及び中長期的な企業価値向上を促し、かつ、収益力・資本効率等の改善を図るべく監督機能も発揮しております。また、監査等委員でない取締役の人事（選解任及び報酬）が適正に行われているかを検証して人事に関する意見形成を行っております。具体的には、次のとおりです。

- ・常勤監査等委員は、代表取締役社長と毎月1回面談を行い、相互に「事業環境、経営方針、監査環境、監査課題」の理解に努めております。また、常勤監査等委員と監査室長とは頻繁に面談し、内部統制の定着に努めております。
- ・監査等委員、内部監査人、会計監査人とのコミュニケーションを深めるため、監査3部門会議（常勤監査等委員、内部監査人及び会計監査人で構成）を毎月1回開催し、意見情報交換に努めております。非常勤監査等委員は適宜参加しております。
- ・監査等委員は、中立公正を図るべく、顧問弁護士事務所には所属しない外部の弁護士や、会計監査人には所属しない外部の会計士とも積極的に情報交換しております。

(5) 監査室

2023年3月末時点での内部監査人13名は、全員、当社の監査室に所属し、社長の指揮監督の下、グループ全体の監査を行っております。監査の独立性保持と質の向上のため、担当部署のローテーションを実施しております。

監査室長は、グループ全体の内部監査結果及び内部統制評価結果を、毎年、取締役会に報告するとともに、リスク管理上重要なものについては、個別に取締役会に報告しております。

(6) グループ会社管理規程の制定とワークフローシステムの活用

取締役会は、「グループ会社管理規程」を定め、グループ会社は、会社経営上の重要事項が発生したときはワークフローシステムを通じて、適時適切に当社へ報告することを義務づけております。

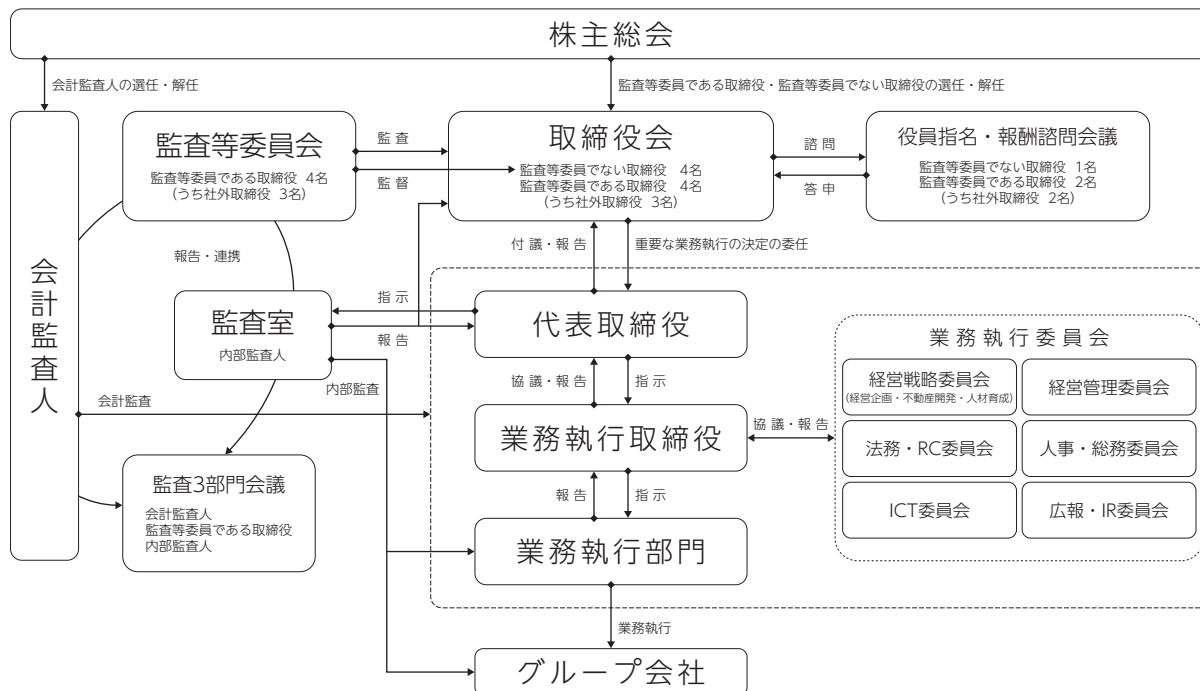
(7) グループホットライン（内部通報）窓口の設定

取締役会は、グループホットライン規程に則り、綿半グループ全ての役職員（パート及び派遣社員を含む）に通報窓口を解放し、法令等違反行為の防止に努めております。なお、窓口はグループ窓口（リスク・コンプライアンス委員会事務局）、グループ会社社内窓口（グループ会社管理部門）、社外窓口（顧問弁護士）の3つの窓口を設置しております。

6 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するための体制（以下、「内部統制システム」という。）を整備し、運用しております。

【コーポレートガバナンス体制図】（2023年3月31日現在）



(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、監査等委員会設置会社であり、取締役会は、法令、定款、取締役会決議及び「取締役会規程」等の社内規程に即して重要な事項を決定するとともに、取締役会及び監査等委員会は、代表取締役及び業務執行取締役の職務の執行を監査・監督しております。
- ② 取締役会は「取締役会規程」に基づき毎月1回定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。
- ③ 当社は、定款の定めに基づき取締役会の決議によって重要な業務執行（会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部を代表取締役社長に委任しております。
- ④ 各々の監査等委員は監査等委員会が定めた監査・監督の方針及び計画に沿って、取締役会などの重要会議への出席や業務執行状況の調査等を通じ、代表取締役及び業務執行取締役の職務執行状況について監査・監督を行っております。
- ⑤ 財務報告に係る内部統制については、監査室を事務局として、監査等委員と協議の上、基本方針及び全社計画の策定並びに進捗管理を行っております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 会議の議事録及び事業運営に係る決裁書類等で、代表取締役及び業務執行取締役が行う業務執行において必要な文書は、法令、定款及び社内規程に従い作成し、保存及び管理しております。
- ② 経営及び業務執行に係る重要な情報、決定事項、社内通達等については、所管部署で作成し、適切に保存及び管理しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社の決裁事項は、「取締役会規程」、「職務権限規程」及び「グループ会社管理規程」によって定められております。また、グループ会社の決裁事項は、各グループ会社の「職務権限規程」によって定められております。
- ② 業務執行に係る重要な情報は、取締役会、その他重要会議において報告されるとともに、ワークフローによっても適時に報告されております。
- ③ 法務・RC委員会は、「リスク・コンプライアンス規程」に則り、リスクの把握と対応について審議を行っております。なお、法務・RC委員会で審議された事項で重要なものは、取締役会に報告しております。
- ④ 事業の継続が脅かされる緊急事態、特に地震等の自然災害について発生から復旧までの対策を織り込んだ「綿半グループ事業継続計画（BCP）」を各拠点の環境に応じて策定しております。
- ⑤ 情報セキュリティに関するリスクへの対応については「IT管理規程」及び「IT管理マニュアル」

ル」等を制定し、ICT委員会において、情報セキュリティに対する体制及び方針の決定を行うなど、グループ全体の情報セキュリティ管理を行っております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 綿半グループの経営、業務運営に係る重要な事項を協議、報告する場として、部門ごとに6つの業務執行委員会を設置しております。各業務執行委員会は、代表取締役、その他業務執行取締役及び各業務執行部門長によって構成されており、原則、毎月1回開催しております。特に重要な事項については取締役会に諮っております。

なお、常勤監査等委員は、全ての委員会に参加し、職務執行状況を監査・監督しております。

- ② 取締役会に上程する事項のうち特に重要な決議事項については、十分な議論ができるように、担当取締役はできるだけ早目に議案を提出しております。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 「行動規範」を定めて綿半グループの役員及び従業員に周知するとともに、法令及び社会規範の遵守について、教育、啓蒙活動を定期的に実施しております。
- ② グループ全体の法令遵守を徹底させるため、法務・RC委員会はコンプライアンスの体制及び方針を策定し、取締役会の承認を得た上で、グループ全体に周知させており、その順守状況については、監査室が監査を実施しております。
- ③ 「内部通報（グループホットライン）制度」を導入し、綿半グループで働くすべての人が利用できる通報窓口を当社及びグループ会社に設置するほか、社外（弁護士事務所）にも通報窓口を設置し、法令等の違反行為の防止に努めております。
- ④ 内部監査部門である監査室は、グループ会社の全ての部署における業務執行が法令及び定款に適合しているか否かの監査を実施しております。

(6) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、持株会社制を採用しております。グループ会社の重要な会議には、当社の取締役が分担して取締役として出席し、綿半グループ全体にとって重要な決議事項について監督しております。また、当社取締役会は、グループ会社からの報告事項を通じて、グループ会社の取締役の職務執行状況を監督しております。
- ② グループ会社において、経営上の重要な事項が発生した時は、ワークフローシステムを通じて、適時適切に当社へ報告することを義務づけております。
- ③ 当社取締役会において、グループ会社における職務分掌、指揮命令系統、権限及び意思決定その他

の組織に関する基準を定め、グループ全体の統制を図っております。

- ④ 「行動規範」「リスク・コンプライアンス規程」等の諸規程は、グループ全体に適用されております。また、経営に関する事項や業務上の情報については、当社の各室及びグループ会社との間で日々伝達と報告が行われており、それによってグループ全体を管理しております。
- ⑤ 内部監査人は、全員、当社の監査室に所属し、社長の指揮監督の下、グループ全体の監査を行っております。監査の独立性保持と質の向上のため、担当部署のローテーションを実施しております。なお、グループ全体の内部監査結果及び内部統制評価結果は、毎年、取締役会に報告され、リスク管理上重要なものについては、個別に取締役会に報告されております。

- (7) **監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**
監査等委員がその職務を補助する使用人を求めた場合は、これを配置いたします。

- (8) **前号の使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項及び監査等委員の前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

監査等委員より、監査職務の補助の命令を受けた使用人に対する指揮命令権は監査等委員にあり、監査等委員以外の取締役は、その業務に関して指揮命令権を有しません。

- (9) **取締役及び使用人が監査等委員に報告をするための体制その他の監査等委員への報告に関する体制**

- ① 監査等委員の監査・監督が実効的に行われることを確保するため、綿半グループの取締役及び使用人は、以下の経営上の重要な事項を監査等委員に報告しております。
 - ・業務執行委員会等の会議で審議された重要な事項
 - ・法令、定款等に違反した事項、または、違反するおそれのある事項
 - ・会社に著しい損害を及ぼした事項または及ぼすおそれのある事項
 - ・内部監査の実施状況及び財務報告に係る内部統制評価の結果
 - ・会計監査人から指摘のあった事項
 - ・グループホットラインへの通報状況
 - ・上記以外で、コンプライアンス上重要な事項
- ② 前号の報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨をグループ会社の取締役及び使用人に周知徹底しております。

- (10) **監査等委員の職務執行について生ずる費用等の処理方針**

監査等委員がその職務の執行について、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたとき

は、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、すみやかに当該費用または債務を処理しております。

(11) その他、監査等委員の監査・監督が、実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員は、代表取締役、会計監査人、監査室と毎月1回それぞれ定期的に意見情報交換を行っております。
- ② 監査等委員は、M&Aを実施する際に、経営戦略室が買収監査として依頼した弁護士事務所や会計コンサルティングへのヒアリングを、監査室とともに実施しております。
- ③ 監査等委員として、執行側の弁護士とは別の弁護士より法的助言が得られる体制をとっており、必要に応じて、意見書または回答書を入手しております。
- ④ 会社法の改正や会計基準等の改正の際には、重要度に応じて、外部セミナーに常勤監査等委員が出席し、メールや監査等委員会場で、監査等委員全員に共有が図られております。

(12) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

- ① 綿半グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、いかなる取引も行いません。
- ② 綿半グループは、反社会的勢力による不当要求がなされた場合には、直ちに警察、弁護士等外部専門機関と連携をとり、個人で対応せず組織的に対応しております。

(13) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 綿半グループは、財務報告に関わる内部統制マニュアルを制定しております。
- ② 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向けた統制活動を行っております。
- ③ 内部監査人は、統制が適正に機能しているかどうかを継続的に評価し、不備が発見された部署に対しては、是正状況をモニタリングしております。

(14) 運用状況の概要

- ① 内部統制システムの運用状況の概要は、以下のとおりであります。
当事業年度において、取締役会を12回開催し、各議案について十分な審議を行うとともに、取締役の職務執行状況について報告が行われ、取締役の間で活発な意見交換がなされております。また、毎月開催される各業務執行委員会においても取締役の職務執行が適正性かつ効率的に行われているかを確認しております。

② コンプライアンスに対する取組みの状況

綿半グループは、「リスク・コンプライアンス規程」に基づき役員及び従業員を対象とした研修を定期的実施し、コンプライアンス意識の醸成、体制の向上に取り組んでおります。研修の実施状況及び習得度合い等は、法務・RC委員会へ定期的に報告され、同委員会で検証の上、監査等委員会へ共有しております。

また、内部通報制度については公益通報者保護法に留意し、「グループホットライン規程」を制定しております。これに基づき設置している通報窓口によって、不正や不適切行為が早期に発見され、発見された不正や不適切行為については、CRCOの指示により、調査・業務改善等を行っております。また、処分が必要と判断されたものについては、ワークフロー上で開催される臨時の法務・RC委員会に即座に諮られ、処分の妥当性を検証しております。

重大な不正、違反、事故等については取締役会へ報告され、代表取締役の判断により、内部監査人による臨時監査を行っております。監査結果は取締役会に報告され、違反者の処分や業務の改善を行っております。

なお、内部監査人は、毎年、取締役会で承認された内部監査基本計画に基づき、グループ会社全ての監査を計画的に実施しております。内部監査計画は、監査等委員会及び会計監査人とも共有しております。

③ 監査部門のコミュニケーション

監査等委員、内部監査人、会計監査人の間のコミュニケーションを深めるため、監査3部門会議（常勤監査等委員、内部監査人及び会計監査人で構成）を毎月1回開催し、意見情報交換に努めております。

④ 監査等委員でない取締役の人事（選解任及び報酬）が適正に行われているかの検証

監査等委員は、取締役の職務執行状況の監査・監督を通じ、監査等委員でない取締役の指名・報酬に関する人事（選解任及び報酬）に関する意見形成を行っております。

連結株主資本等変動計算書(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	1,026	631	17,299	△0	18,956
当連結会計年度変動額					
新株の発行 (譲渡制限付株式報酬)	24	24			49
剰余金の配当			△416		△416
親会社株主に帰属する当期純利益			1,653		1,653
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	24	24	1,236	－	1,286
当連結会計年度末残高	1,051	656	18,535	△0	20,242

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当連結会計年度期首残高	374	△0	15	389	19,345
当連結会計年度変動額					
新株の発行 (譲渡制限付株式報酬)					49
剰余金の配当					△416
親会社株主に帰属する当期純利益					1,653
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)	605	△7	20	619	619
当連結会計年度変動額合計	605	△7	20	619	1,905
当連結会計年度末残高	980	△7	36	1,008	21,251

連結注記表

1. 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

なお、当連結会計年度より、金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。

2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数 19社

主要な連結子会社の名称

綿半パートナーズ株式会社

株式会社綿半ホームエイド

株式会社綿半ドットコム

株式会社綿半Jマート

株式会社綿半フレッシュマーケット

大洋株式会社

株式会社綿半三原商店

株式会社綿半ドラッグ

リグナ株式会社

株式会社綿半インテック

綿半ソリューションズ株式会社

株式会社夢ハウス

株式会社綿半工務

株式会社綿半林業

株式会社新発田技研

株式会社サイエンスホーム

株式会社綿半ホームズ

綿半トレーディング株式会社

綿半リアルエステート株式会社

上記のうち、2022年4月の株式取得に伴い綿半リアルエステート株式会社を当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

連結子会社であったリグナ株式会社は、2022年4月1日付で株式会社藤越を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。なお、同日付で株式会社藤越はリグナ株式会社へ商号変更しております。

株式会社綿半工務は、2022年4月1日付で、株式会社東新工務から商号変更しております。

株式会社綿半林業は、2022年4月1日付で、株式会社東新林業から商号変更しております。

綿半リアルエステート株式会社は、2022年7月1日付で、株式会社AICから商号変更しております。

② 非連結子会社の数 10社

主要な非連結子会社の名称

WATAHAN DE MEXICO,S.A.DE C.V.

ライトアットホーム株式会社

SHIN WATAHAN COMPANY LIMITED

株式会社T・B Trading

株式会社綿半キッズスクール

収納スタイル株式会社

大連綿半設計有限責任公司

綿半酒類株式会社

綿半ファーム株式会社

有限会社小諸動物病院

大洋マテリア株式会社は、2022年12月1日付で大洋株式会社を存続会社とする吸収合併により消滅しております。

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況
該当する会社はありません。
- ② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

主要な会社等の名称

WATAHAN DE MEXICO,S.A.DE C.V.

ライトアットホーム株式会社

SHIN WATAHAN COMPANY LIMITED

株式会社T・B Trading

株式会社綿半キッズスクール

収納スタイル株式会社

大連綿半設計有限責任公司

綿半酒類株式会社

綿半ファーム株式会社

有限会社小諸動物病院

株式会社F.PEC

株式会社カサナチュラル

持分法を適用しない理由

各社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

ロ. デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ 時価法

ハ. 棚卸資産

商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品

連結子会社は主として売価還元原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しておりますが、一部連結子会社は総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法

（リース資産を除く）

ただし、建物(附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2～50年

機械装置及び運搬具 2～17年

ロ. 無形固定資産

定額法

（リース資産を除く）

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給対象期間に対応する支給見込額を計上しております。

ハ. 工事損失引当金

受注工事の損失に備えるため、工事損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事についてその見積額を引当計上しております。

ニ. 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保等の費用に備えるため、当連結会計年度末に至る1年間の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づき計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

ハ. 小規模企業等における簡便法の採用

当社及び一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

ニ. 未認識数理計算上の差異の会計処理方法

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

- 小売事業 主たる事業であるホームセンター等での商品等販売において、商品等を顧客に引渡す義務を負っております。商品等の引渡時点において、顧客が当該商品等に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、引渡基準により収益を認識しております。
- 建設事業 主たる事業である請負工事等において、顧客との請負工事契約等に基づき、建築工事を行う義務を負っており、当該履行義務は、工事の進捗に応じて一定の期間にわたり充足されるため、期間がごく短い工事を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識し、一時点で充足される履行義務は、工事完了時に収益を認識することとしております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合(インプット法)で算出しております。
- 貿易事業 主たる事業である医薬品原料等の製品及び商品の販売において、顧客の要求する品質水準を満たした製品等を顧客に引渡す義務を負っております。製品等が顧客により検収された時点において、顧客が当該製品等に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、検収基準により収益を認識しております。

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

- イ. ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理を、特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については、特例処理を採用しております。
- ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…金利スワップ、為替予約、通貨オプション
ヘッジ対象…借入金の利息、買掛金
- ハ. ヘッジ方針 借入金利の変動リスクを回避するために保有している借入金の範囲内及び輸入取引の為替変動リスクを回避するために外貨建金銭債務の範囲内で実施する方針であります。
- ニ. ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ手段とヘッジ対象の相場変動の累計額を比較すること等によってヘッジの有効性の評価を行っております。ただし、金利スワップ取引については、取引すべてについてヘッジに高い有効性が明らかに認められるため、有効性の判定を省略しております。また、為替予約取引はすべて振当処理によっているため、有効性の評価を省略しております。

⑦ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果が発現すると見積もられる期間で定額法により償却をしております。

⑧ その他連結計算書類作成のための重要な事項

グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(追加情報)

当社及び連結子会社は、当連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。）に従っております。また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

3. 会計方針の変更に関する注記

時価の算定に関する会計基準等の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる、連結計算書類への影響はありません。

4. 表示方法の変更に関する注記

連結損益計算書

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めて表示していた「保険解約返戻金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記することとしました。

前連結会計年度において、「営業外費用」の「その他」に含めて表示していた「控除対象外消費税」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記することとしました。また、「支払補償費」は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。

5. 会計上の見積りに関する注記

(1) 有形固定資産の減損

① 当連結会計年度計上額

	当連結会計年度
有形固定資産合計	28,297百万円
有形固定資産に係る減損損失	96百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループでは、減損の兆候が認められた資産グループについて、将来キャッシュ・フローを見積り、減損の認識及び測定を実施しております。将来キャッシュ・フローの金額は、次年度予算及び中期経営計画における事業環境の予測、事業施策等を前提として算出された、当該資産グループの売上高、売上総利益率、営業利益等に基づき見積もっております。

将来キャッシュ・フローの金額は、当連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出したものでありますが、算出に用いた主要な仮定である当該資産グループの売上高及び売上総利益率等は、事業環境等の予期せぬ変化により、当該資産グループの実際の業績とは乖離する可能性があります。資産グループの業績等の予測には不確実性を伴うことから、実際の業績や事業環境等が見積りと比較して悪化する場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) のれんの評価

① 当連結会計年度計上額

	当連結会計年度
のれん	1,310百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループでは、計上したのれん金額を、企業結合時における対象会社の超過収益力として認識し、その効果が発現すると見積もられる期間で定額法により償却するとともに、対象会社ごとに資産のグルーピングを行い、固定資産の減損手続を実施しております。減損の兆候が認められたのれんを含む対象会社資産グループについては、将来キャッシュ・フローを見積り、減損の識別及び測定手続を実施しております。将来キャッシュ・フローの金額は、当該対象会社の将来計画における業績を前提として算出された営業キャッシュ・フローに基づき見積もっており、当該将来計画は、対象期間の事業環境の予測、事業施策等を前提として作成されております。

当該将来キャッシュ・フローの金額は、当連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出したものでありますが、算出に用いた主要な仮定である当該対象会社の将来計画における業績等は、事業環境等の予期せぬ変化等により、当該対象会社の実際の業績等とは乖離する可能性があります。

対象会社の業績等の予測には不確実性を伴うことから、実際の業績や事業環境等が見積りと比較して悪化する場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 工事契約に基づく収益の認識

① 当連結会計年度計上額

	当連結会計年度
工事進捗度に基づき計上した売上高	36,007百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループでは、建設事業セグメントにおいて、一定の期間にわたり充足される工事契約の履行義務は、履行期間がごく短い工事契約を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。当該収益の認識にあたっては、工事契約について、当事者間で合意された実質的な取引の単位に基づいて、工事収益総額、工事原価総額及び決算日における工事進捗度を合理的に見積り、これに応じて当連結会計年度の工事収益を計上しております。

工事収益総額及び工事原価総額は、工事契約に基づいたものであり、顧客からの要望に対応する仕様を満たすために必要となる原材料や人員、完成するまでの期間等を考慮して見積もっております。また、当該契約を取り巻く環境の変化により、原材料価格の変動や設計内容の変更等も起こり得ることから、工事原価総額等の見積りの前提条件は必要に応じて見直しを行っております。

工事収益総額及び工事原価総額の見積りは、当連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出したものでありますが、当該見積りの前提条件は、設計変更や予期せぬ経済環境等の変化により変更される可能性があり、翌連結会計年度に係る連結計算書類において認識する収益及び費用の金額に重要な影響を与える可能性があります。

6. 追加情報

新型コロナウイルス感染症の影響による会計上の見積りへの影響

新型コロナウイルス感染症について、今後の状況を正確に予測することは困難ですが、当連結会計年度における当社グループの事業活動及び業績に、重要な影響は生じておりません。新型コロナウイルス感染症については、次期以降の当社グループの事業活動に重要な影響を及ぼすものではないと判断し、当連結会計年度の固定資産の減損等の会計上の見積りを行っております。なお、当該感染症の影響は不確定要素が多く、今後の状況が当社の見積りと異なる場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

7. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保付債務

(担保資産)

販売用不動産	507百万円
建物及び構築物	2,612百万円
土地	3,523百万円
投資有価証券	23百万円
合計	6,666百万円

(担保付債務)

支払手形及び買掛金	88百万円
短期借入金	254百万円
長期借入金	7,831百万円
合計	8,174百万円

また、上記のほか、社会福祉法人綿半野原積善会の借入債務50百万円に対する担保として土地135百万円を差し入れております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 23,823百万円

(3) 保証債務

該当事項はありません。

8. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 19,894千株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効 力 発 生 日
2022年6月24日 定 時 株 主 総 会	普 通 株 式	416百万円	21.00円	2022年3月31日	2022年6月27日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議 予 定	株式の 種 類	配 当 の 原 資	配当金の総額	1株 当 たり 配 当 額	基 準 日	効 力 発 生 日
2023年6月23日 定 時 株 主 総 会	普 通 株 式	利 益 剰 余 金	437百万円	22.00円	2023年3月31日	2023年6月26日

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による調達を基本としております。デリバティブは借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を利用し、また、輸入取引に伴う為替変動リスクを回避する目的で為替予約取引を利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びに管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

当社グループは、各社の与信管理規程に従い、営業債権について取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用情報を定期的に把握する体制としております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期の一部については、支払金利の変動リスクを回避して固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。

また、営業債務や借入金は流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に作成する資金繰り予定表などにより管理しております。

デリバティブ取引は、外貨建営業債務に係る為替変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引、借入金に係る金利変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性の評価方法等については、前述の連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「(4) 会計方針に関する事項 ⑥重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

また、デリバティブ取引の執行・管理については、職務権限を定めた社内規程に従って行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日。以下「時価算定適用指針」という。）第27項に従い経過措置を適用した組合出資は、次表には含まれておりません。（注1参照）

	連結貸借対照表計上額（※1） （百万円）	時 価（※1） （百万円）	差 額 （百万円）
① 投資有価証券	1,908	1,908	－
② 長期借入金（※3）	(19,785)	(18,885)	△899
③ デリバティブ取引	(11)	(11)	－

（※1）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（※2）「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（※3）「1年以内返済予定の長期借入金」は、「長期借入金」に含めております

（注1）市場価格のない株式等及び「時価算定適用指針」第27項に従い経過措置を適用した組合出資は「投資有価証券」には含まれておりません。

当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	312
投資事業組合出資	70

（注2）金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 （百万円）	1年超5年以内 （百万円）	5年超10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
現金及び預金	3,088	－	－	－
受取手形、売掛金及び契約資産	24,431	－	－	－
投資有価証券	26	－	－	－

(注3) 長期借入金及びその他有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1 年 以 内 (百万円)	1 年 超 2 年 以 内 (百万円)	2 年 超 3 年 以 内 (百万円)	3 年 超 4 年 以 内 (百万円)	4 年 超 5 年 以 内 (百万円)	5 年 超 (百万円)
長 期 借 入 金	5,471	3,231	4,409	2,062	2,906	1,704

(3)金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2023年3月31日）

	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	1,881	—	—	1,881
債券	—	26	—	26
デリバティブ取引				
金利関連	—	1	—	1
資産合計	1,881	27	—	1,909
デリバティブ取引				
金利関連	—	13	—	13
負債合計	—	13	—	13

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2023年3月31日）

	時価（百万円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
長期借入金	－	18,885	－	18,885
負債合計	－	18,885	－	18,885

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式、国債、地方債及び社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式及び国債は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル 1 の時価に分類しております。社債については、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

デリバティブ取引

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理しているため、その時価は当該長期借入金の時価に含まれております。

長期借入金

長期借入金の時価については、固定金利による長期借入金は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。変動金利による長期借入金は、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、レベル 2 の時価に分類しております。

また、変動金利による長期借入金のうち、金利スワップの特例処理の対象とされているものについては、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる割引率で割り引いて算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

10. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、東京その他の地域において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸用のオフィスビル（土地を含む）、住居用施設等を有しております。なお、賃貸用のオフィスビルの一部については、当社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

	連結貸借対照表計上額（百万円）			当連結会計 年度末の時価 （百万円）
	当連結会計 年度期首残高	当連結会計 年度増減額	当連結会計 年度末残高	
賃 貸 等 不 動 産	2,896	1,067	3,963	3,933
賃貸等不動産として使用 される部分を含む不動産	2,183	19	2,203	3,508

（注1）連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

（注2）期中増減額のうち、主な増加額は、綿半リアルエステート株式会社の連結子会社化に伴う増加（1,133百万円）であり、主な減少額は減価償却費（91百万円）であります。

（注3）当連結会計年度末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

また、賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する当連結会計年度末における損益は、次のとおりであります。

	賃 貸 収 益 （百万円）	賃 貸 費 用 （百万円）	差 額 （百万円）	そ の 他 （売却損益等） （百万円）
賃 貸 等 不 動 産	278	108	169	－
賃貸等不動産として使用 される部分を含む不動産	86	120	△34	△4

（注） 賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産には、サービスの提供及び経営管理として当社が使用している部分も含むため、当該部分の賃貸収益は計上されておられません。なお、当該不動産に係る費用（地代、減価償却費、修繕費、保険料、租税公課等）については、賃貸費用に含まれております。

11. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,068円23銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 83円16銭 |

12. 重要な後発事象に関する注記

特記すべき事項はありません。

13. 収益認識に関する注記

- (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報
当社グループの事業別の収益の分解情報は以下の通りです。

(単位：百万円)

	小売事業	建設事業	貿易事業	その他 (注)	合計
顧客との契約から 生じる収益	77,472	49,530	6,001	655	133,660
その他の収益	139	71	—	427	638
外部顧客への 売上高	77,611	49,602	6,001	1,083	134,299

(注) 「その他」には、不動産事業等を含んでおります。

- (2) 収益を理解するための基礎となる情報

当社グループの主要な事業における主な履行義務の内容並びに当社グループが当該履行義務を充足する通常の時点については、「2.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ⑤重要な収益及び費用の計上基準」に記載しております。

なお、収益は顧客との契約において約束された対価から返品、値引き及び割戻し等を控除した金額で測定しております。

また、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度末 (百万円)
顧客との契約から生じた債権（期首残高） 受取手形及び売掛金	10,279
顧客との契約から生じた債権（期末残高） 受取手形及び売掛金	13,855
契約資産（期首残高）	5,243
契約資産（期末残高）	10,575
契約負債（期首残高）	1,255
契約負債（期末残高）	1,082

契約資産は、工事請負契約等の一定の期間にわたり履行義務が充足される契約において、収益を認識したが、未請求の工事作業等に係る対価に関するものであります。

契約負債は主に、工事請負契約等に基づき顧客から受け取った前受金であり、当連結会計年度に認識した収益のうち期首現在の契約負債残高に含まれていたものは1,141百万円であります。

なお、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の金額に重要性はありません。

②残存履行義務に配分した取引金額

当連結会計年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額は、18,298百万円であり、当社グループは、当該残存履行義務について、履行義務の充足につれて翌連結会計年度以降3年以内の期間で収益を認識することを見込んでおります。なお、当該金額は建設事業における工事等に係る総額であり、その他の取引については、当初に予想される契約期間が1年以内であるため、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間の記載を省略しております。

貸借対照表(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部	
流動資産	14,963
現金及び預金	511
原材料及び貯蔵品	1
前払費用	105
短期貸付金	13,576
その他	768
固定資産	30,540
有形固定資産	16,557
建物	9,065
構築物	597
機械装置	249
工具器具備品	441
車両運搬具	0
土地	6,112
リース資産	11
建設仮勘定	78
無形固定資産	115
借地権	4
ソフトウェア	103
リース資産	3
その他	4
投資その他の資産	13,868
投資有価証券	2,058
関係会社株式	10,924
出資金	1
保証金・敷金	471
長期貸付金	172
長期前払費用	39
その他	227
貸倒引当金	△26
資産合計	45,504

負債の部	
流動負債	16,170
支払手形	133
短期借入金	15,233
リース債務	9
未払金	444
未払費用	20
未払法人税等	10
預り金	15
前受収益	195
賞与引当金	58
その他	50
固定負債	14,876
長期借入金	12,463
リース債務	7
長期未払金	200
預り保証金	142
繰延税金負債	587
退職給付引当金	204
資産除去債務	1,270
負債合計	31,047
純資産の部	
株主資本	13,475
資本金	1,051
資本剰余金	656
資本準備金	656
利益剰余金	11,768
利益準備金	107
その他利益剰余金	11,660
別途積立金	3,000
繰越利益剰余金	8,660
自己株式	△0
評価・換算差額等	981
その他有価証券評価差額金	980
繰延ヘッジ損益	1
純資産合計	14,456
負債・純資産合計	45,504

損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		4,349
売上原価		1,817
売上総利益		2,532
販売費及び一般管理費		1,410
営業利益		1,121
営業外収益		
受取利息及び配当金	173	
補助金収入	33	
その他	20	227
営業外費用		
支払利息	60	
その他	4	65
経常利益		1,284
特別利益		
固定資産売却益	1	
投資有価証券売却益	0	1
特別損失		
固定資産除売却損	100	
減損損失	149	250
税引前当期純利益		1,035
法人税、住民税及び事業税	△9	
法人税等調整額	4	△5
当期純利益		1,040

株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	1,026	631	631	107	3,000	8,036	11,144	△0	12,801
事業年度中の変動額									
新株の発行 (譲渡制限付株式報酬)	24	24	24						49
剰余金の配当						△416	△416		△416
当期純利益						1,040	1,040		1,040
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	24	24	24	－	－	623	623	－	673
当期末残高	1,051	656	656	107	3,000	8,660	11,768	△0	13,475

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ 損益	評価・ 換算差額等 合計	
当期首残高	387	0	388	13,189
事業年度中の変動額				
新株の発行 (譲渡制限付株式報酬)				49
剰余金の配当				△416
当期純利益				1,040
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	592	0	593	593
事業年度中の変動額合計	592	0	593	1,267
当期末残高	980	1	981	14,456

個別注記表

1. 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

なお、当事業年度より、金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。

2. 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- | | |
|-----------------|--|
| ① 子会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| ② その他有価証券 | |
| 市場価格のない株式等以外のもの | 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| 市場価格のない株式等 | 移動平均法による原価法 |

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ 時価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|------------|--|
| ① 有形固定資産 | 定率法 |
| （リース資産を除く） | ただし、建物（附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物 2～50年
構築物 2～50年 |
| ② 無形固定資産 | 定額法 |
| （リース資産を除く） | なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。 |
| ③ リース資産 | 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 |

(4) 引当金の計上基準

- | | |
|-----------|--|
| ① 貸倒引当金 | 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ② 賞与引当金 | 従業員の賞与の支給に備えるため、支給対象期間に対応する支給見込額を計上しております。 |
| ③ 退職給付引当金 | 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。退職給付債務の計算方法は資格ポイント制に基づく期末要支給額を退職給付債務とする方法を採用しております。退職給付は資格ポイントの50%を確定拠出年金の掛金として拠出し、50%を一時金として引当計上しております。 |

(5) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる主たる収益は、子会社からの経営指導料収入であります。履行義務は、子会社との契約に基づき、経営指導等のサービスを提供することであり、当該履行義務は、契約期間中の継続的な役務提供によって充足されるため、時の経過に応じて収益を認識しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。ただし、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理によっております。

(7) その他計算書類作成のための基本となる事項

グループ通算制度の適用 当社は、グループ通算制度を適用しております。

3. 会計方針の変更にに関する注記

時価の算定に関する会計基準等の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる、計算書類への影響はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

関係会社株式の評価

① 当事業年度計上額

	当事業年度
関係会社株式	10,924百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、19社の連結子会社を含む31社の関係会社によって企業グループを構成しております。関係会社株式の評価は、一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成した各関係会社の財務諸表を基礎とした1株当たりの純資産額、若しくは1株当たりの純資産額に買収時において認識した超過収益力を反映させたものを実質価額として、当該実質価額と取得原価とを比較し、減損処理の要否を判定しております。なお、超過収益力については、毎月、各関係会社の業績等を把握するとともに将来計画との比較分析を実施すること等により、当該超過収益力の毀損の有無を確認しております。

減損処理の要否の判定における、関係会社株式の実質価額の回復可能性については、関係会社の将来計画における業績を前提とした純資産に基づく見積りを行っており、当該将来計画は、対象期間の事業環境の予測、事業施策等を前提として作成されております。

当該将来計画に基づく純資産の金額は、当計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出したものでありますが、算出に用いた主要な仮定である当該関係会社の将来計画における業績等は、事業環境等の予期せぬ変化等により、当該関係会社の実際の業績等とは乖離する可能性があります。

関係会社の業績等の予測には不確実性を伴うことから、実際の業績や事業環境等が見積りと比較して悪化する場合には、翌事業年度の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

5. 追加情報

新型コロナウイルス感染症の影響による会計上の見積りへの影響

新型コロナウイルス感染症について、今後の状況を正確に予測することは困難ですが、当事業年度における当社の事業活動及び業績に、重要な影響は生じておりません。新型コロナウイルス感染症については、次期以降の当社の事業活動に重要な影響を及ぼすものではないと判断し、当事業年度の固定資産の減損等の会計上の見積りを行っております。なお、当該感染症の影響は不確定要素が多く、今後の状況が当社の見積りと異なる場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

6. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保付債務

(担保資産)

建物	1,521百万円
土地	2,558百万円
合計	4,079百万円

(担保付債務)

短期借入金	50百万円
長期借入金	6,270百万円
合計	6,320百万円

また、上記のほか、社会福祉法人綿半野原積善会の借入債務50百万円に対する担保として土地131百万円を、関係会社の仕入債務62百万円に対する保証として投資有価証券3百万円を差し入れております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 8,053百万円

(3) 保証債務

関係会社等の金融機関からの借入及びファクタリング債務等に対し債務保証を行っております。

(株)綿半ホームエイド	266百万円
綿半ソリューションズ(株)	199百万円
綿半パートナーズ(株)	530百万円
(株)綿半三原商店	3百万円
合計	1,000百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

① 短期金銭債権	13,576百万円
② 長期金銭債権	171百万円
③ 短期金銭債務	786百万円

7. 損益計算書に関する注記

(1) 減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	場所	種類	金額(百万円)
事業用資産	岐阜県可児市	建物附属設備、構築物、工具器具備品	122
事業用資産	愛知県一宮市	建物附属設備、構築物、工具器具備品	27
合計			149

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として事業用資産(賃貸資産)を基本単位として資産のグルーピングをしております。このうち、回収可能価額が帳簿価額に満たない資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失149百万円として特別損失として計上しております。回収可能価額は、不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価によっており、一部重要性の低いものについては固定資産税評価額等によっております。

(2) 関係会社との取引高

① 関係会社に対する売上高	4,055百万円
② 関係会社からの仕入高並びに販売費及び一般管理費	66百万円
③ 関係会社との営業取引以外の取引高	158百万円

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

(単位：株)

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数	摘要
普通株式	296	—	—	296	
合計	296	—	—	296	

9. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減損損失	262百万円
減価償却超過額	99百万円
投資有価証券評価損	113百万円
関係会社株式評価損	222百万円
長期未払金	61百万円
合併受入土地評価差額	84百万円
資産除去債務	388百万円
繰越欠損金	192百万円
借地権	95百万円
退職給付引当金	62百万円
その他	139百万円
繰延税金資産小計	1,722百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△192百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,296百万円
評価性引当額小計	△1,489百万円
繰延税金資産合計	233百万円
繰延税金負債	
合併受入土地評価差額	△280百万円
資産除去債務に関する除去費用	△206百万円
その他有価証券評価差額金	△333百万円
その他	△0百万円
繰延税金負債合計	△821百万円
繰延税金負債の純額	△587百万円

(2) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は当事業年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

10. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	(株)綿半ホームエイド	長野県長野市	100	小売事業	所有 直接 100.0	経営の管理及び指導	資金の貸付・借入(注1)	—	短期貸付金	3,164
							利息の受取(注1)	10	—	—
							債務保証(注2)	266	—	—
							担保受入(注3)	480	—	—
							不動産賃貸(注4)	647	—	—
							配当金の受取(注5)	628	—	—
	(株)綿半フレッシュマーケット	愛知県一宮市	48	小売事業	所有 直接 100.0	経営の管理及び指導	資金の貸付・借入(注1)	—	短期借入金	477
							利息の支払(注1)	9	—	—
	(株)綿半Jマート	東京都新宿区	100	小売事業	所有 間 接 100.0	経営の管理及び指導	不動産賃貸(注4)	478	—	—
	綿半パートナーズ(株)	長野県飯田市	100	小売事業	所有 直接 100.0	経営の管理及び指導	資金の貸付・借入(注1)	—	短期貸付金	2,368
							利息の受取(注1)	34	—	—
							債務保証(注2)	530	—	—
	(株)サイエンスホーム	静岡県浜松市	7	建設事業	所有 直接 100.0	経営の管理及び指導	資金の貸付・借入(注1)	—	短期貸付金	438
							利息の受取(注1)	2	—	—
	綿半ソリューションズ(株)	長野県飯田市	100	建設事業	所有 直接 100.0	経営の管理及び指導	資金の貸付・借入(注1)	—	短期貸付金	4,136
							利息の受取(注1)	47	—	—
	綿半トレーディング(株)	東京都新宿区	45	貿易事業	所有 直接 100.0	経営の管理及び指導	資金の貸付・借入(注1)	—	短期貸付金	2,826
							利息の受取(注1)	36	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 当社ではグループ内の資金を一元管理するキャッシュ・マネジメント・システム（以下CMS）を採用しております。CMSを用いた資金取引について取引の内容ごと取引金額を集計することは実務上困難であるため、期末残高のみを表示しております。なお、金利については市場金利を勘案して決定しております。
- (注2) 銀行借入等に対して債務保証をしておりますが、保証料は受取っておりません。
- (注3) 当社の銀行借入金に対する土地・建物等の担保提供であり、主としてCMSの借入枠に対するものであります。
- (注4) 子会社からの不動産賃借料については、市場価格を勘案し一般取引条件と同様に決定しております。
- (注5) 子会社からの配当金額については、業績・内部留保及び当社グループ内の基準等を総合的に勘案し、決定しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 726円69銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 52円35銭 |

12. 重要な後発事象に関する注記

特記すべき事項はありません。

13. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「2.重要な会計方針に係る事項(5)収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

連結計算書類に係る会計監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年5月10日

綿半ホールディングス株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小松亮一 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野田大輔 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、綿半ホールディングス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、綿半ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2023年5月10日

綿半ホールディングス株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小松亮一 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野田大輔 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、綿半ホールディングス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第75期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について監査等委員でない取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会は、監査の方針、職務の分担等を定め、監査等委員でない取締役及び使用人等から年度損益計画概要、月次損益動向、四半期及び期末決算概要、その他監査等に必要の情報及び資料の提供を受けました。また、会計監査人からは監査計画、四半期レビュー及び期末決算監査結果、その他職務の遂行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ② 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査等委員でない取締役、内部監査部門その他の使用人等との意思疎通や情報の収集及び監査の環境の整備に努めながら以下の方法で監査を実施しました。
 - i 取締役会その他重要な会議に出席し、監査等委員でない取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ii 重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - iii 会議や決裁にあたっての資料を早期に提出してもらうよう、監査等委員でない取締役及び使用人等に働きかけるなどして、監査等の環境整備に努めました。
 - iv 子会社については、全て取締役会非設置会社であって監査役を置いていないことから、子会社の取締役及びその子会社を担当する内部監査人と意見及び情報の交換を行い、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - v 内部監査に関しては、内部監査部門から取締役会に対して事前に監査計画が提出され、監査結果についても定例的に取締役会にて報告が行われました。金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制に関しては、監査等委員でない取締役及び使用人等並びに会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受けました。いずれの報告においても、必要に応じて説明を求め意見表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視・検証するため、常勤監査等委員、会計監査人及び監査室長（内部監査人の長）で毎月1回会合を持ち、意見及び情報の交換を行い、会計監査人の職務の執行状況の把握に努めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において、監査等委員でない取締役及び使用人等並びに会計監査人から開示すべき重要な不備はない旨の報告を受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月11日

綿半ホールディングス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 横山 隆 ㊞

常勤監査等委員 矢島 充博 ㊞

監査等委員 坂本 順子 ㊞

監査等委員 萩本 範文 ㊞

矢島充博、坂本順子、萩本範文は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上